

千葉市歩行空間のベンチ設置計画 (改定版)

令和7年6月

千葉市

目次

計画の策定にあたって

- 1 計画改定の背景及び目的
- 2 当初計画の振り返り
- 3 改定の視点

第1章 ベンチ設置の推進に関する方針 6

- 1 ベンチ設置計画の位置づけ
- 2 高齢化率の推移
- 3 ベンチの必要性
- 3 ベンチ設置の考え方

第2章 ベンチ設置対象箇所 10

第3章 ベンチ設置の基準 15

- 1 ベンチ設置の基準
- 2 ベンチ設置の標準図
- 3 ベンチの仕様

第4章 民間活力の導入 22

- 1 ベンチの寄贈
- 2 広告掲載
- 3 日常におけるベンチの維持管理

第5章 計画の更新 23

計画の策定にあたって

1 計画改定の背景及び目的

千葉市では、誰もが自由に行動し、快適に楽しめるまちの実現を目指すユニバーサルデザインの考え方のもと、あらゆる人の利用を念頭に置いた安全・安心で快適な道路環境づくりを目指しています。

本市では、平成 31 年 4 月にベンチ設置の基準や目標を定めた「千葉市歩行空間のベンチ設置計画」を策定し、駅前広場および生活関連経路への道路管理者によるベンチ設置のほか、ベンチの寄贈や広告付きベンチなどにより、民間の活力を活かすことでベンチの普及を促し、道路利用者に快適な空間を提供するとともに、高齢者などにも優しいまちづくりの形成を目指し、ベンチの設置に取り組んできました。

これらの取り組みにより、散歩や日常的な買い物の合間にベンチを利用する人が増え、駅前広場以外のバス停留所にもベンチを設置してほしいとの声が高まっていますが、バス事業者は、ベンチの設置や日常の維持管理などの費用や人手の確保よりも運行の維持に注力せざるを得ない状況と伺っており、ベンチ設置の支援制度は存在するものの、思うように進んでいないのが現状です。

今後は、バス待ち環境や道路利用者の利便性の向上、高齢者などの外出支援を目的に、バス利用者や道路利用者の誰もが利用できる休憩施設として駅前広場以外のバス停留所にもベンチを設置する必要があります。

このような状況を考慮し、計画策定から 6 年が経過したことを踏まえ、PDCA サイクルに基づいて振り返りを行う時期となったことから、「千葉市歩行空間のベンチ設置計画」を見直し、改定を進めることとなりました。

2 当初計画の振り返り

(1) 計画によるベンチの設置状況

ベンチ設置計画策定後の平成 31 年度から令和 6 年度までの 6 年間で、駅前広場については、バス事業者と調整を行い、23 駅のバス停に 71 基、生活関連経路については、110 基のベンチを設置しました。また、寄贈により 2 基のベンチが設置されております。

ベンチ設置計画におけるベンチ設置状況

令和 6 年度末時点

	計画基数	設置基数
駅前広場	122	71
生活関連経路	365	110
寄贈	—	2

(2) アンケート調査

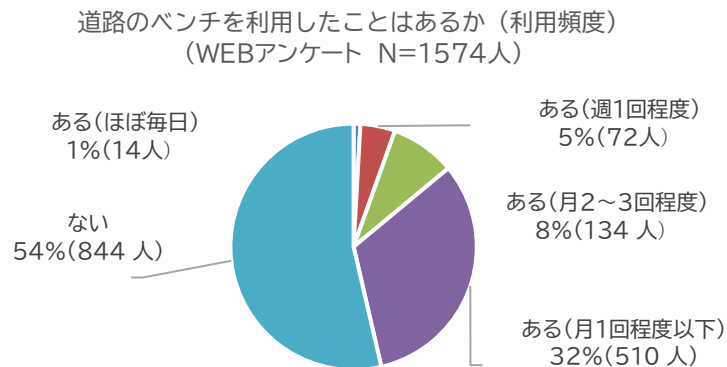
ベンチの利用状況を把握するため、WEB 調査や高齢の方へのアンケート調査を実施しました。

ベンチ設置計画策定後に実施したアンケート

実施年度	調査方法	対象	人数
令和 4 年度	WEB アンケート	市民全体	1574 人
令和 5 年度	高齢者施設でのアンケート	高齢の方	66 人

○アンケート結果

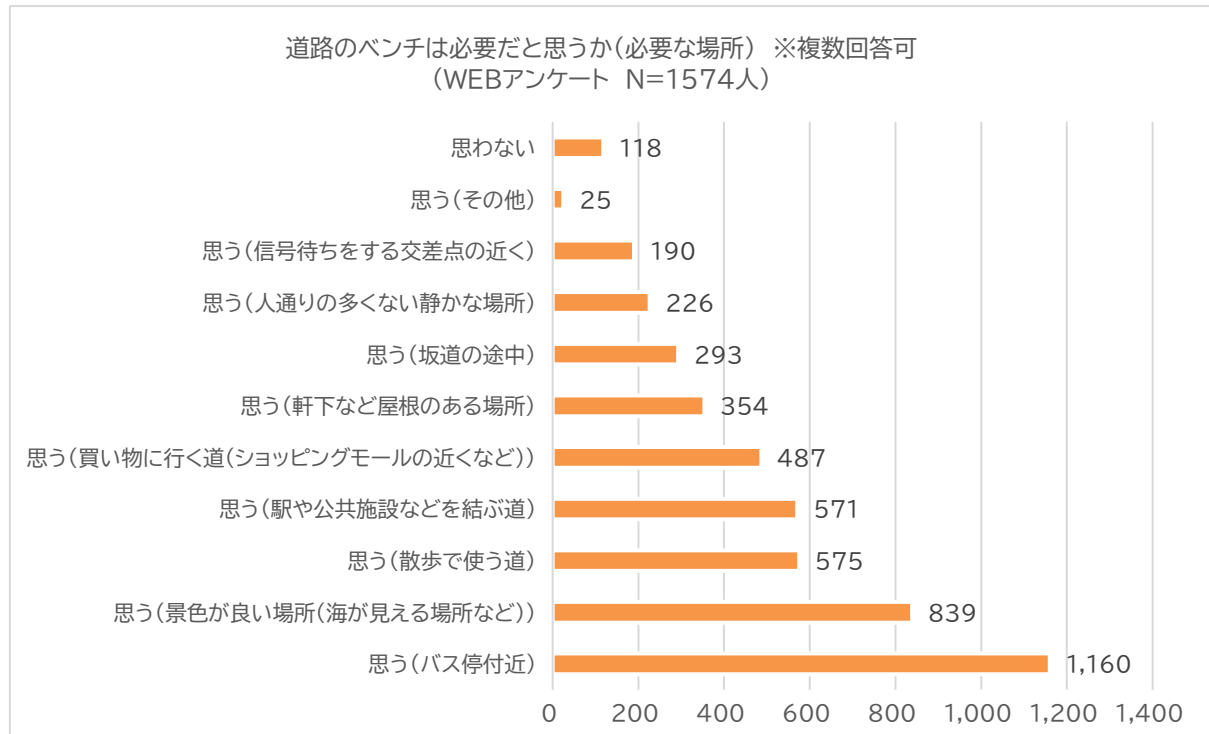
(1) WEB アンケート



図－1 道路のベンチの利用経験について

アンケート対象者のうち約半数がベンチを利用したことがあると回答し、90%以上の方がベンチは必要だと回答しています。

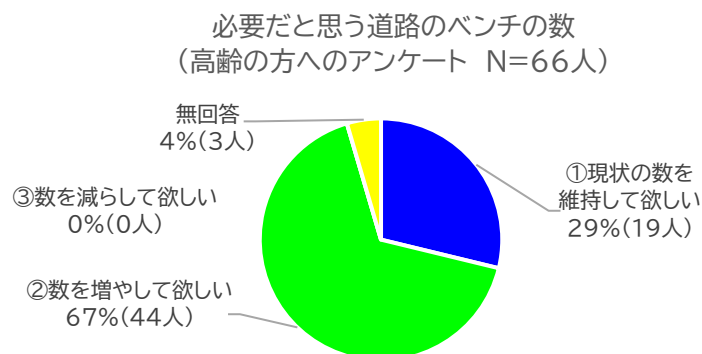
また、ベンチが必要だと思う場所については、バス停付近に必要だと思う方が一番多くなる結果となりました。



図－2 道路のベンチの必要性について

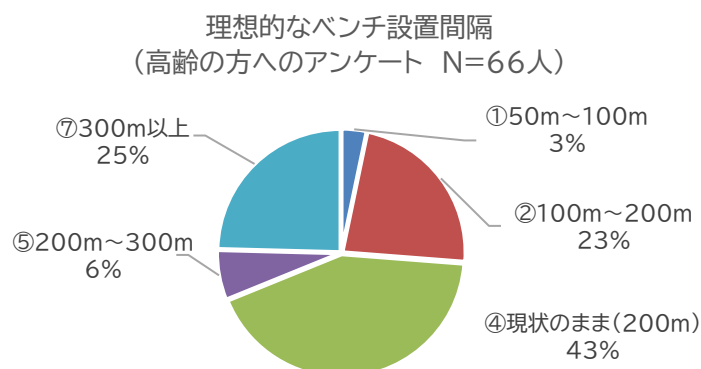
(2) 高齢者施設でのアンケート

必要だと思う道路のベンチの数については、現状維持もしくは数を増やしてほしいとの回答が大多数を占める結果となりました。



図－3 道路のベンチの数について

理想的なベンチ設置間隔は 100m～300m と回答した方が 72%、ベンチを利用したいと感じる歩行時間は 10 分以上と回答した方が 90%を占めました。



図－4 理想的なベンチ設置間隔について

ベンチの仕様については、現行のベンチについては腰掛けやすさや立ち上がりやすさを評価される結果となりましたが、スツールタイプやサポータータイプは使用経験のない方が大半を占める結果となりました。

表－1 ベンチの仕様について

ベンチタイプ		背もたれなし	背もたれあり	スツール	サポータータイプ
腰掛けやすさ N=66	腰掛けやすい	25	37	10	8
	普通	23	17	5	2
	腰掛けづらい	4	0	16	13
	使用経験なし	14	12	35	43
立ち上がりやすさ N=66	立ち上がりやすい	22	28	10	14
	普通	25	22	13	3
	立ち上がりづらい	6	4	7	5
	使用経験なし	13	12	36	44

3 改定の視点

①バス待ち環境や道路利用者の利便性の向上

バス待ち環境や道路利用者の利便性の向上、高齢者などの外出支援を目的に、バス利用者や道路利用者の誰もが利用できる休憩施設として駅前広場以外のバス停留所にもベンチを設置します。

②道路のバリアフリー整備地区の見直しによる設置箇所の更新

千葉県バリアフリーマスタープラン策定に伴う、移動等円滑化促進地区の設定により、新たに対象地区が追加されたため、これまでの対象地区を含め設置箇所の更新を行います。

なお、バス路線のある生活関連経路については、バス利用者も使いやすいように、バス停留所のある位置に優先して設置します。

③まちづくりに関する計画等への配慮

まちづくりに関する計画等を踏まえ、ベンチのデザインや配置等について、地区の特性に応じた弾力的な検討を行えるようにします。

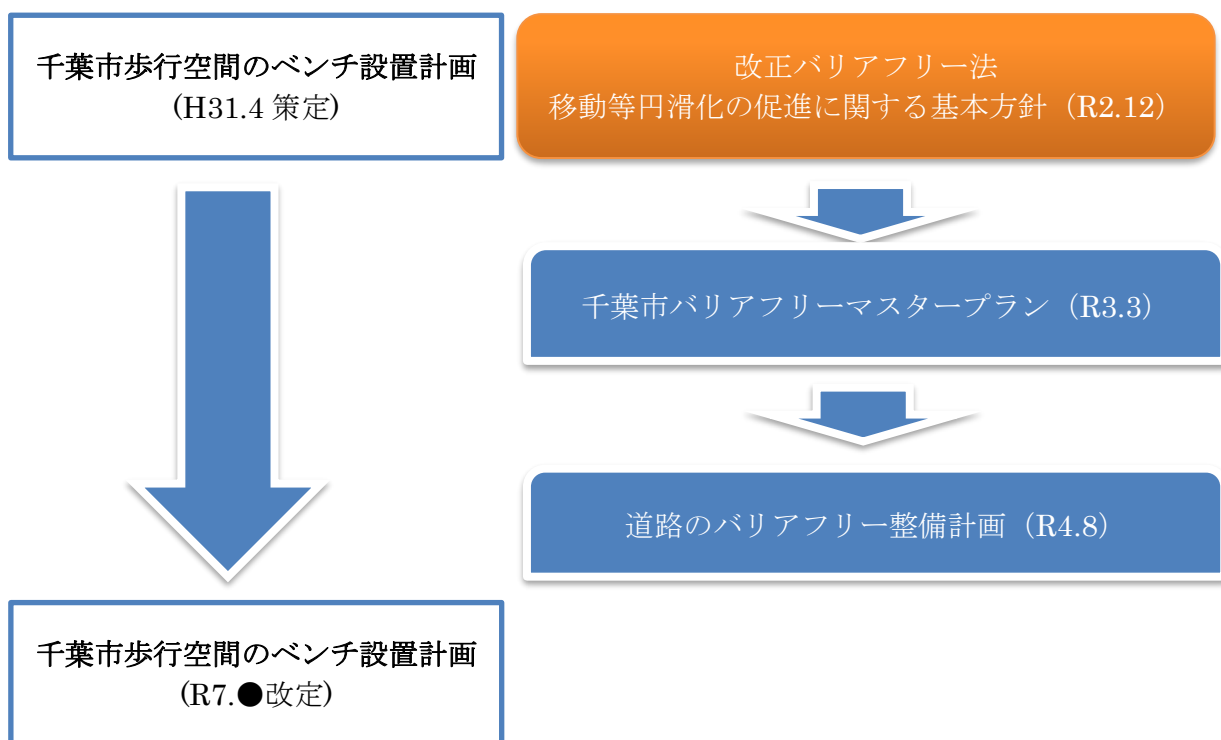
第1章 ベンチ設置の推進に関する方針

1 ベンチ設置計画の位置づけ

千葉市では、あらゆる人の利用を念頭に置いた道路環境づくりを目指すため、平成15年度に道路特定事業計画を策定し、重点整備地区内の生活関連経路※1において、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー整備を進めてきました。

その後、道路特定事業計画が目標年次を迎えること、国による新たな「移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和2年12月）」の策定、ならびに本市において「千葉市バリアフリーマスタープラン（令和3年3月）」を策定したことを受け、令和4年8月に「道路のバリアフリー整備計画」を策定しました。

バリアフリー整備の項目である駅前広場や歩道の歩行空間へのベンチの設置については、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置を優先しながら、千葉市歩行空間のベンチ設置計画により移動等円滑化促進地区※2において着実に設置を進めています。



※1 生活関連経路

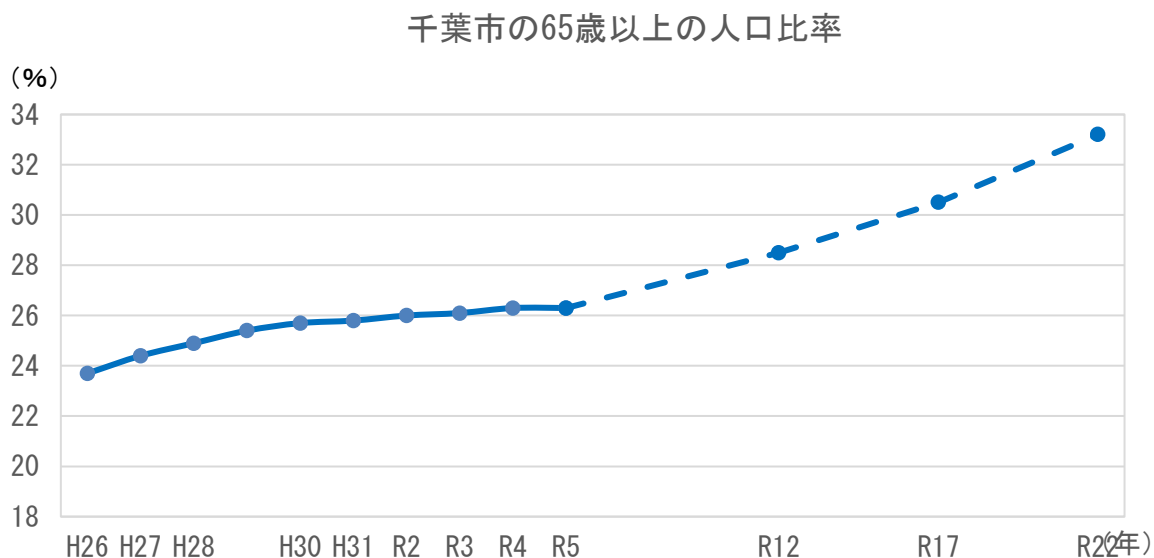
…生活関連施設（駅や公共施設等）相互間の経路（道路や通路）

※2 移動等円滑化促進地区

…生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区

2 高齢化率の推移

本市の高齢化は、平成 26 年から令和 5 年の 10 年間に於いて、年々進んでおり、平成 29 年には、市全体での 65 歳以上の高齢者の人口比率が 25%以上となっていることが下記のグラフから分かります。



※ 出 典 : 住 民 台 帳 人 口 (過 去 の 年 齢 別 人 口)
https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/sogoseisaku/kikaku/tokei/age-jyuki_past.html

※ WHO (世界保健機構) や国連の定義によると、65 歳以上の割合が 7%超で「高齢化社会」、14%超で「高齢社会」、21%超で「超高齢社会」とされている。

図－5 高齢化率の推移

3 ベンチの必要性

(1) 駅前広場および生活関連経路におけるベンチ設置

市は、バリアフリー整備計画に基づき、駅前広場や生活関連経路の歩道部におけるバリアフリー整備を行っており、主要な駅から公共施設等への移動の円滑化を図っています。

これらの整備が進み、歩行者の移動の円滑化が向上しているなか、「誰にでも優しい」ユニバーサルデザインの理念のもと、また、高齢者や障害者等が活動しやすい環境となるよう、ベンチは、歩行空間に必要な施設と考えています。



【歩道部】



【駅前広場】

(2) バス停留所におけるベンチ設置

市では、これまで都市の広場機能や交通結節機能などを有する駅前広場や、主要な駅から高齢者施設や病院等の施設までの生活関連経路上にベンチの設置を進めて来ました。

一方で、バス事業者への支援制度の利用などによるバス停のベンチ設置が進んでない状況を踏まえ、道路利用者の利便性やバス待ち環境の向上と高齢者などの外出や路線バスの利用を支援する観点から、駅前広場以外のバス停も対象に、ベンチ設置が必要であると考えます。



【バス停留所】

4 ベンチ設置の考え方

ベンチの設置にあたっては、高齢者や障害のある方が活動しやすい環境づくりだけではなく、憩い・集い・語らいなど、地域住民のコミュニケーションの場や自然とのふれあいの場として利用されることも想定しています。

また、ベンチを安全で快適に利用してもらうためには、歩行者などが安全にすれ違いできる歩行空間を確保し設置することとしています。

【ベンチ設置の対象箇所と整備目標】

以下の考え方を基に、ベンチ設置を推進します。

① 駅前広場の利便性向上【駅前広場】

駅前広場は、交通結節点機能や都市の広場機能等を有していることから、道路利用者の利便性やバス待ち環境の向上を目的とし、市が積極的にベンチ設置を推進します。

(令和 2 年度完了)

② 主要な駅から公共施設等へ向かう歩道上の休憩施設の充実【生活関連経路】

主要な駅から目的とする公共施設等まで、歩いて移動する途中での休憩を目的にベンチを設置するため、生活関連経路の歩道、交差点及びバス停留所において、市が設置を行うほか、企業などから積極的に寄贈を受け入れることでベンチの普及を目指します。

(第 4 章民間活力の導入を参照)

(令和 7 年度～令和 12 年度の 6 箇年程度)

③ バス待ち環境の向上・高齢者などの移動支援【生活関連経路以外のバス停留所】

バス待ち環境や道路利用者の利便性の向上、高齢者などの外出を支援し、誰もが利用できる休憩施設として設置するもので、病院や大型商業施設等の生活関連施設から高齢者が無理なく移動できる範囲にあるバス停留所を対象に、市が設置します。

(令和 7 年度～令和 11 年度の 5 箇年程度)

④ 地域に密着したベンチの普及【その他の道路】

①・②・③に該当しない箇所におけるベンチの設置は、地域の活性化や賑わい創出等のため、企業等の寄贈によりベンチの普及を目指します。

(第 4 章民間活力の導入を参照)

※ベンチは、管理者を明確にするため、原則、市又は寄贈による設置とします。

第2章 ベンチ設置対象箇所

千葉市バリアフリーマスタープラン策定に伴う、移動等円滑化促進地区の設定により、新たに対象地区が追加されたため、これまでの対象地区を含め設置箇所の見直しを行いました。

また、バス事業者や地域住民との調整や現場環境等を考慮し、計画全体の設置箇所の見直しを行っております。

表-2 改定前後の計画基数

		改定前	改定後		
		計画基数	計画基数※	設置済 (令和6年度末時点)	設置予定
①駅前広場		122	71	71	0
②生活関連経路	一般歩道部	365	145	110	35
	バス停留所		115	0	115
③バス停留所	生活関連施設近辺	-	266	0	266
④その他の道路	寄贈	-	-	2	-
合 計		487	597	183	416

※対象地区を含め設置箇所の見直しを行いました。

① 駅前広場

ベンチは、市内のＪＲ・京成・モノレール全ての駅前広場 23 駅（33 広場）のバス停留所を対象とし、バス停留所 1 箇所毎にベンチ 1 基を設置します。ベンチ設置基数は下表のとおりですが、設置にあたっては、歩行者動線の確保等を考慮し、バス事業者などの関係機関と調整のうえ計画基数の見直しを行いました。

（令和 6 年度末時点で、23 駅のバス停に設置が完了）

表-3 ベンチ設置対象駅と計画

対象となる駅	駅前広場数	計画基数	設置済 (令和 6 年度末時点)
ＪＲ幕張本郷・京成幕張本郷	1	3	3
ＪＲ新検見川	1	1	1
ＪＲ稲毛	2	1	1
ＪＲ西千葉	2	4	4
ＪＲ千葉	3	15	15
ＪＲ蘇我	2	3	3
ＪＲ浜野	1	1	1
ＪＲ鎌取	2	4	4
ＪＲ誉田	2	1	1
ＪＲ土気	2	4	4
ＪＲ海浜幕張	2	5	5
ＪＲ検見川浜	1	4	4
ＪＲ稲毛海岸	2	5	5
ＪＲ千葉みなと・モノレール千葉みなと	2	6	6
ＪＲ都賀・モノレール都賀	2	7	7
京成電鉄千葉寺	1	1	1
京成電鉄学園前	1	1	1
京成電鉄おゆみ野	2	2	2
モノレールスポーツセンター	1	1	1
モノレール千城台	1	2	2
23 駅	33	71	71

（参考） 区画整理事業等で設置したベンチ

ＪＲ幕張豊砂駅 3 基

ＪＲ幕張駅北口 10 基

② 生活関連経路

移動等円滑化促進地区内の生活関連経路のうち、歩道幅員の基準等を満たす路線において、概ね100～300m間隔で設置します。また、バス停留所付近に優先して設置します。

表-4 ベンチ設置対象地区と計画基数

移動等円滑化促進地区名	計画基数	設置済 (令和6年度末時点)	設置予定
JR／京成幕張本郷地区	3	1	2
JR／京成幕張地区	31	16	15
JR／京成稲毛地区	19	11	8
JR 西千葉 京成みどり台地区	10	8	2
千葉都心地区	42	4	38
JR 蘇我地区	28	15	13
JR 鎌取地区	12	9	3
JR 土気地区	19	10	9
JR 検見川浜地区	26	15	9
JR 稲毛海岸地区	8	2	6
モノレールスポーツセンター地区	1	0	1
モノレール千城台地区	19	11	8
JR 海浜幕張地区	26	0	26
市立青葉病院周辺地区	14	8	6
こてはし台団地地区	3	0	3
さつきが丘団地地区	1	0	1
計	260	110	150

※移動等円滑化促進地区及び生活関連経路については、「千葉市バリアフリーマスタープラン（R3.3）」により、ご確認ください。

※設置にあたっては、バス事業者や周辺住民等と調整し位置等を決定します。

② バス停留所（生活関連経路以外）

バス待ち環境や道路利用者の利便性の向上、高齢者などの外出を支援し、誰もが利用できる休憩施設として設置します。

対象は、ベンチに座った状態で歩道の有効幅員が 2.0m 以上で、移動支援の対象とする病院・診療所、大規模商業施設・スーパー等の生活関連施設から、高齢者が無理なく移動できる範囲である 300m 以内のバス停留所とします。

【生活関連施設とは】

- ・病院、診療所
- ・大規模商業施設、スーパー
- ・その他（金融機関、郵便局、保健福祉センター、いきいきセンター、いきいきプラザ）

【設置の優先順位】

① 「優先順位 A」

生活関連施設に優先順位を定める。

② 「優先順位 B」

バス停留所に隣接する生活関連施設の数により優先順位を定める。

- 1：5 施設以上
- 2：2～4 施設
- 3：1 施設

表-5 ベンチ設置の優先順位と計画基数

優先順位 A	生活関連施設	計画基数	優先順位 B	生活関連施設の数	計画基数
1	病院・診療所	202 基	1	5 施設以上	63 基
			2	2 ～ 4 施設	104 基
			3	1 施設	35 基
2	大型商業施設・ スーパー	52 基	4	5 施設以上	－
			5	2 ～ 4 施設	24 基
			6	1 施設	28 基
3	その他の施設	12 基	7	5 施設以上	－
			8	2 ～ 4 施設	－
			9	1 施設	12 基
計		266 基			266 基

※その他のバス停留所については、従前どおりバス事業者や地元自治会による「**千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金**」の活用や、企業等の寄贈によりベンチの普及を目指します。

※ベンチの設置にあたってはバス事業者や地域住民と協議を行います。

④ その他の道路

「①駅前広場」「②生活関連経路」「③バス停留所（生活関連施設直近）」に該当しない箇所については、千葉市公共交通利用促進等支援事業の活用や企業等からの寄贈などにより、ベンチの普及を目指します。ベンチの設置位置は、地元などの設置者が必要とする場所への設置を原則としますが、歩道の有効幅員等の基準があるため、基準の範囲内での許可・承認を行います。

※ベンチの寄贈をご検討いただける場合は、ベンチ設置箇所の詳細について、各土木事務所にご確認ください。

中央・美浜土木事務所	管理課	2 3 2-1 1 5 1
花見川・稲毛土木事務所	管理課	2 5 7-8 8 4 9
若葉土木事務所	管理課	3 0 6-0 6 5 5
緑土木事務所	管理課	2 9 1-7 1 2 1

※バス停留所へのベンチ等の設置については、「千葉市公共交通利用促進等支援事業」の対象となります。詳細につきましては、交付要綱等をご確認ください。

<https://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/kotsu/koukyoukoutuu.html>

交通政策課 2 4 5-5 3 5 1

【参考】箇所別早見表

箇所	整備主体	整備内容	整備副主体	民間 活力
駅前広場	道路管理者	バス停留所 1 箇所毎に 1 基設置	企業 町内自治会	○
生活関連経路	道路管理者	概ね 100m～300m毎に 1 基設置	企業 町内自治会	○
バス停留所 （生活関連施設近辺）	道路管理者	バス停留所 1 箇所毎に 1 基設置	企業 町内自治会	○
バリアフリー経路以外	企業 町内自治会	—	—	○
上記以外のバス停留所	バス事業者 （都市局）	—	企業 町内自治会	○

第3章 ベンチ設置の基準

1 ベンチ設置の基準

ベンチの設置にあたっては、以下の基準により実施します。

① 駅前広場

- ・ベンチは、市内の駅前広場のバス停留所1箇所毎に、1基設置します。
また、設置する基数を増やす場合は協議とします。
なお、設置にあたっては、バス会社などの関係機関と調整のうえ行うこととし、歩行者動線が確保できない箇所については、設置不可とする。
- ・ベンチの設置位置は、視覚障害者誘導用ブロックから60cm以上離すものとします。
- ・ベンチ利用に際し、車道との安全確保が必要な場合は、ベンチと車道の境に防護柵を設置します。
- ・バス停留所以外の広場空間へのベンチ設置は、要望や現地状況等から、設置の可否を判断します。
- ・ベンチの設置は市が行うものの、寄贈を拒むものではありません。

② 生活関連経路

(歩道部)

- ・ベンチ設置の対象路線は、生活関連経路とします。
- ・ベンチの設置は、有効幅員が2.0m以上確保できるを基本とします。ベンチの仕様によっては、歩道幅員3.15m以上を確保できれば設置可能です。
ただし、公開空地※などにより歩行空間が将来的に確保されている場合はこの限りではありません。
- ・ベンチを設置する箇所における車道と歩道の境には、植樹帯又は防護柵などにより、安易に車道へ出られない構造とします。
- ・ベンチの設置間隔は、概ね100m～300mを基本とします。
- ・ベンチ設置路線上に公園や公共施設等に休憩施設がある場合は、これをベンチとしてカウントします。
- ・寄贈の場合のベンチ設置間隔についても概ね100m～300mを基本としますが、設置者の意向を反映することができるものとします。

※ 公開空地…不特定多数の人が日常利用することのできる民有の空地

(交差点部)

- ・生活関連経路上の交差点を対象とします。
- ・横断歩道1箇所に対し、スツール1基設置することを基本とします。
- ・設置対象交差点は、横断距離が長いことや信号待ち時間の長い交差点において、荷物置場や小休憩のため、スツールを設置します。
- ・ベンチの設置位置は、横断歩道部の延長上を避けた位置とするなど、利用者の安全を考慮した位置とします。

③ バス停留所

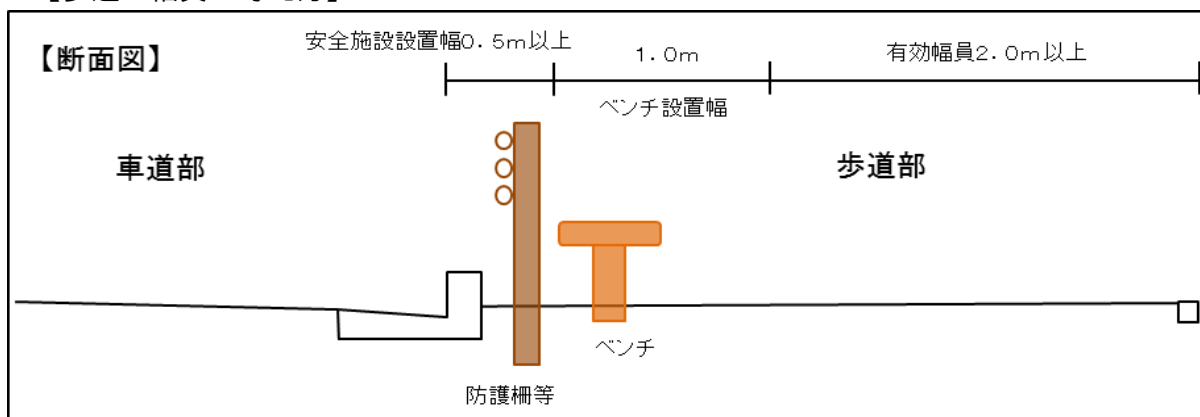
- ・バス事業者などの関係機関と調整のうえ設置することとします。
- ・バス停留所1箇所毎に、1基設置します。
また、設置する基数を増やす場合は協議とします。
- ・ベンチはバス利用者および道路利用者の両者が利用可能な兼用ベンチとします。
- ・ベンチには兼用であることが分かるような明示を行います。
- ・バス停留所内における設置位置は、バスへの乗降またはバス待ちの列に支障とならない位置とし、視覚障害者誘導用ブロックから60 cm以上離すものとします。
- ・歩道上の歩行者の動線（有効幅員 2.0m）が確保できない箇所については、設置不可とします。
- ・ベンチの設置は市が行うものの、寄贈やバス事業者の設置を拒むものではありません。

④ その他の道路

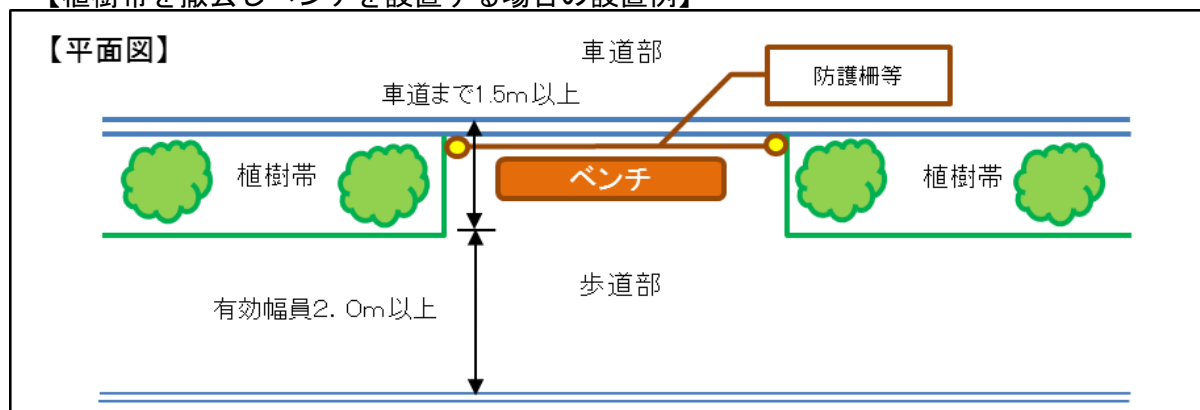
- ・ベンチの設置にあたっては、②生活関連経路の（歩道部）の基準と同様としますが、地域住民の意向を踏まえ、設置間隔について、協議により決定できるものとします。
- ・ベンチの設置にあたり、必要に応じて、市は安全対策を行います。

2 ベンチ設置の標準図

【歩道の幅員の考え方】



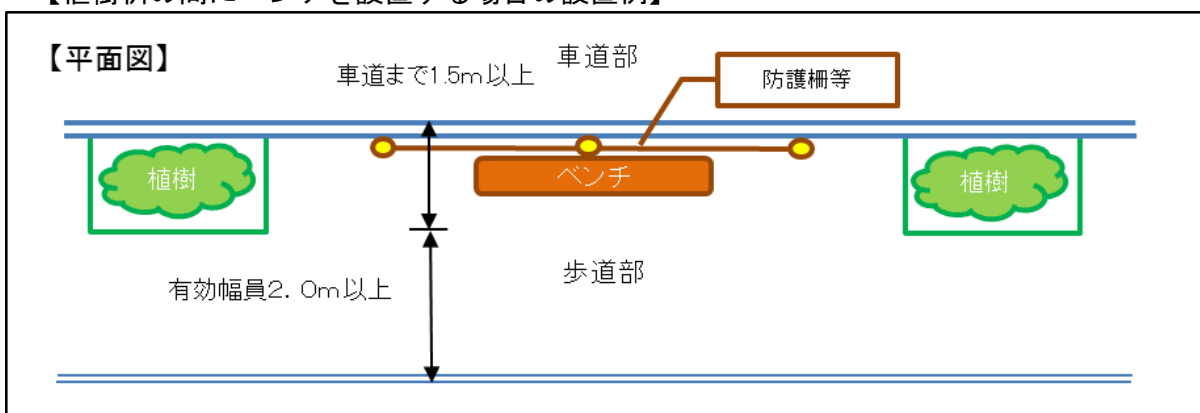
【植樹帯を撤去しベンチを設置する場合の設置例】



※植樹帯を撤去しベンチを設置した場合の防護柵等は、植樹帯を撤去した延長で設置する。

※防護柵等とは、横断防止柵を基本とし、車両の歩道への逸脱による2次被害が想定される箇所には、車両用防護柵を設置できるものとする。なお、背もたれの有るベンチの設置においては、横断防止柵を省略できるものとする。

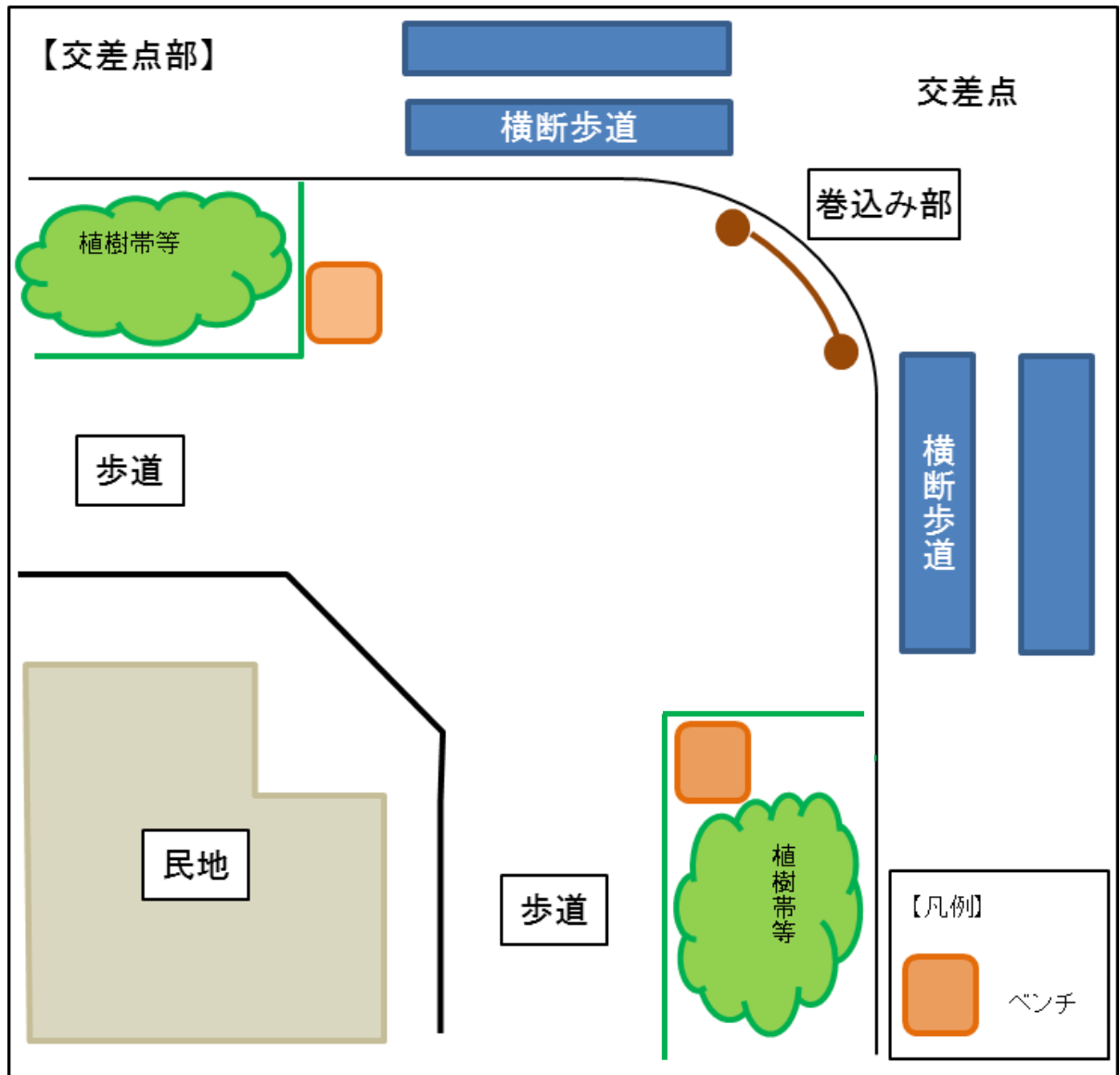
【植樹樹の間にベンチを設置する場合の設置例】



※防護柵等の長さは、ベンチの端部から各1m程度とする。

※防護柵等とは、横断防止柵を基本とし、車両の歩道への逸脱による2次被害が想定される箇所には、車両用防護柵を設置できるものとする。なお、背もたれの有るベンチの設置においては、横断防止柵を省略できるものとする。

【交差点部の設置位置】



(補足)

- 横断歩道一箇所に対し、ベンチ（スツールタイプ）1基を基本とする。
- 交差点部に設置するベンチの目的は、信号待ち時間の小休憩、荷物置きなどを想定しており、長時間の利用を想定していないため、2人掛け以上のベンチは設置しないものとする。
- 交差点内の歩道部に電柱や信号機などの占用物があり、ベンチを設置することで、歩行空間を阻害する場合は、設置を行わない。

【バス停留所に設置する場合】

- ・設置位置については、バス事業者と十分に協議することとする。
- ・バス停留所に上屋が設置されている箇所や、道路から離隔が確保できる箇所については、防護柵等の設置を省略することができる。
- ・バス停留所の前後にベンチを設置する場合、安全確保が必要な個所はベンチと車道の間

に防護柵を設置する。
また、防護柵は横断防止柵を基本とし、車両の歩道への逸脱による２次被害が想定される箇所には、車両用防護柵を設置することとする。

3 ベンチの仕様

ベンチの仕様は、下記を標準とする。

(共通)

- ・2又は3人掛けのベンチには、肘掛けを設けるものとします。
- ・座面、背もたれは、耐久性・防火性のある素材とし、外観は擬木とします。
- ・ベンチの背もたれの有無は、歩道の幅員、路線ごとの景観や特性等を考慮し判断します。
なお、バス停留所に設置するベンチは、原則、背もたれを有しないものとします。
- ・3都心地区（千葉都心地区、蘇我副都心地区、幕張新都心地区）など地区の特性や上位計画を踏まえ、ベンチのデザインは弾力的な検討を行うものとします。
- ・生産物賠償責任保険に加入しているものとします。

(駅前広場)

- ・ベンチは2又は3人掛け、背もたれなしを基本とします。
- ・ベンチの基礎は、埋め込み式、固定式又は据置式とします。
- ・駅前広場において、歩行者動線の確保が困難な場合等については、サポータータイプを採用することができるものとします。

(歩道)

- ・ベンチは2又は3人掛けを基本とします。
- ・背もたれなしのベンチの基礎は、埋め込み式、固定式又は据置式とし、背もたれを有するベンチの基礎は、埋め込み式又は固定式とします。

(交差点)

- ・1人利用のスツールタイプで、基礎は固定式とし、天端は平らな構造とします。

(バス停留所)

- ・ベンチは2人掛け、背もたれなしを基本とします。
- ・ベンチの基礎は、据置式とします。

ベンチのイメージ（参考）

イメージ写真	規格等	主な設置場所
	【背もたれなし】 2人掛け 肘掛付き 据置式	駅前広場 生活関連経路の歩道部 バス停留所 （歩道幅員3.5m以上）
	【サポータータイプ】 埋め込み式	駅前広場 生活関連経路の歩道部 （歩道幅員3.15m以上）
	【背もたれあり】 2人掛け 肘掛付き 埋め込み式 歩道幅員3.5m	生活関連経路の歩道部 （歩道幅員3.5m以上）
	【スツールタイプ】 1人掛け 背もたれなし 固定式（アンカー固定）	生活関連経路の交差点部 （歩道幅員3.35m以上）
	【狭小タイプ】 1人・2人掛け 背もたれなし 埋め込み式、固定式（固定金具）	生活関連経路の歩道部 （歩道幅員3.35m以上）

第4章 民間活力の導入

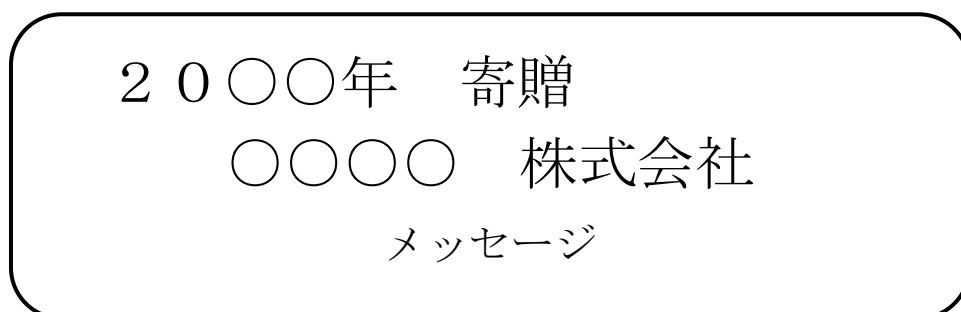
1 ベンチの寄贈

本計画書に示す歩道の幅員等の基準を満たす場所には、千葉市広告掲載基準第4条各号に定める業種を営むもの及び同基準第5条各号に定める内容に類推される又は関連性のある団体を除き、ベンチを寄贈していただくことができます。寄贈していただいたベンチには、社会貢献等へのPRやメッセージを刻んだネームプレートの設置を行うことができます。

(ネームプレート)

- ・ネームプレートは、150mm×50mmを超えない大きさとしします。
- ・ネームプレートには個人名または団体名や企業名を刻むことができます。ただし、千葉市広告掲載基準第4条各号に定める業種を営むものの名前又は事業者名及び同基準第5条各号に定める内容に類推される又は関連性のある団体及び団体名は、表示をしないこととしします。
- ・寄贈していただいたベンチ及びネームプレートは、老朽化等により、市が必要と認めた場合は、撤去を行う場合があります。
- ・ベンチを寄贈していただく場合は、ベンチの構造、設置位置等について、管轄の土木事務所へご相談ください。

<寄贈のネームプレートの例>



※メッセージの例・・・私たちは、外出支援やにぎわいづくりを応援します。

2 広告掲載

広告付きベンチの寄贈、既存ベンチへの広告掲載ができます。

ベンチの寄贈について土木事務所、広告の掲載については都市景観デザイン室に申請が必要となります。

ベンチに添加する広告物からの広告料は、ベンチの整備又は維持管理に要する費用に充当されます。

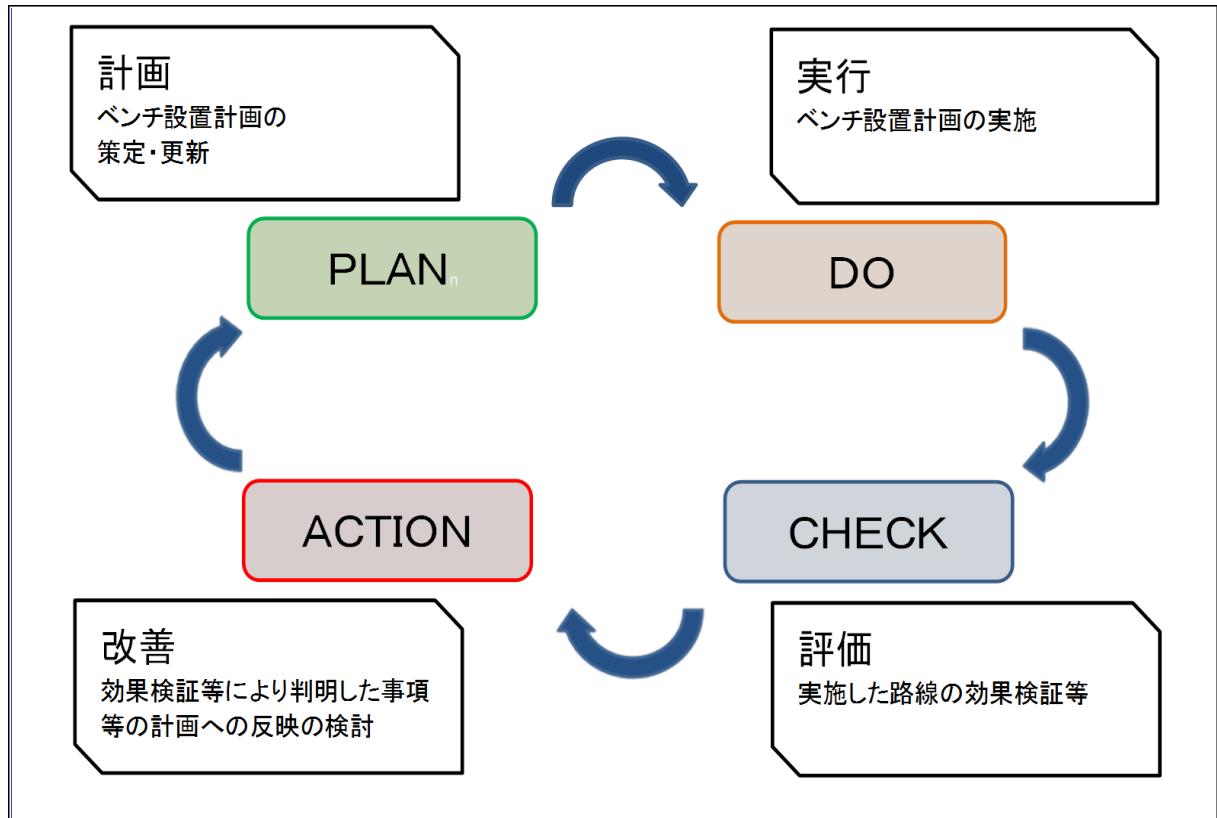
なお、広告を掲載した場合は、申請者に日常のベンチの管理をしていただきます。

3 日常におけるベンチの維持管理

本計画では、市内広域にわたりベンチの設置を行いますが、ベンチの良好な状態を保つため、設置後の維持管理について、日常の清掃など、バス事業者などの協力を得ながら、行っていくよう調整します。

第5章 計画の更新

市民のニーズに合わせた整備を行うため、本計画を適宜更新していくものとします。更新はPDCAサイクルにより、整備後の効果測定（アンケート）等を参考に、より効果的な設置箇所の検討などを反映させます。



なお、効果検証（アンケート）は、ベンチ利用者への聞き取りや市が実施するWEBアンケートを活用し、利用者の意見を確認することとします。

千葉市広告掲載基準（一部抜粋）

（規制業種又は事業者）

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融の業種
- (4) たばこ製造に関わる業種
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）及び会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (8) 各種法令に違反している事業者
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう）並びにこれらと関係を有している事業者

千葉県歩行空間のベンチ設置計画
(改定版)

発 行 令和 7 年 6 月
編 集 〒260-8722
千葉県中央区千葉港 1 番 1 号
千葉県建設局土木部土木保全課